

## 災害等で被災された方へ(手続きの窓口)

---

風水害、地震等による災害や、火災で被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

このリーフレットでは被災後の一般的な行政関係の手続きや制度の利用についてまとめてあります。

なお、「激甚災害指定災害」、「災害救助法適用災害」等、災害の規模により補助内容等が異なること、また、すべてを網羅したものではないことから、詳細についてはそれぞれの窓口にご相談ください。

各書類の受取りや申請は郵送もしくは下呂市役所及び最寄りの振興事務所で行うことができます。

振興事務所にお越しになる場合は、スムーズにご案内させていただくため、振興事務所の窓口にお越しいただく前に、本リーフレットに記載されている各関係部署にご連絡の上、お越してください。

- 下呂市役所下呂庁舎及び各振興事務所の連絡先

・下呂市役所 下呂庁舎	下呂市森960番地	☎24-2222
・萩原振興事務所	下呂市萩原町萩原1166番地8	☎52-2000
・小坂振興事務所	下呂市小坂町小坂町815番地5	☎62-3111
・金山振興事務所	下呂市金山町大船渡600番地8	☎32-2201
・馬瀬振興事務所	下呂市馬瀬名丸406番地	☎47-2111

# 手続きフロー図

## 火災または災害(風水害、地震等)発生

### り災証明書発行

#### ○火災の場合

1ページ

- ・中消防署(☎25-4888) ・北消防署(☎52-3519)
- ・小坂分署(☎62-3536) ・南消防署(☎34-0119)

#### ○災害の場合

2ページ

- ・総務部 税務課(☎24-2222)
- ・萩原振興事務所(☎52-2000) ・小坂振興事務所(☎62-3111)
- ・金山振興事務所(☎32-2201) ・馬瀬振興事務所(☎47-2111)

### 下呂市被災者生活・住宅再建支援制度

※災害の場合のみ

3ページ

総務部 危機管理課(☎24-2222)

### り災者見舞金品・福祉関係利用料の減免

4ページ

- ・見舞金品の支給について 福祉部 社会福祉課(☎52-3936)
- ・介護保険料の減免について 福祉部 高齢福祉課(☎53-0153)
- ・高齢者が被災された場合 福祉部 高齢福祉課(☎53-0153)
- ・保育料の減免について 福祉部 こども家庭課(☎52-2882)

### 税金等の減免

5ページ

- ・所得税の減免 総務部 税務課(☎24-2222)
- ・その他の税金等の減免 総務部 税務課(☎24-2222)
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の一部負担金の減免 市民保健部 市民サービス課(☎24-2222)
- ・国民年金保険料の納付について 市民保健部 市民サービス課(☎24-2222)

### 証書類の再発行

6ページ

市民保健部 市民サービス課(☎24-2222)

### 災害によるごみの処理手続き

7ページ

環境施設課(市クリーンセンター)(☎26-5011)

### 上下水道料金等の減免

9ページ

上下水道部 水道課・下水道課(☎24-2222)

### 公共サービス

9ページ

- ・市営住宅 まちづくり推進部 まちづくり推進課(☎24-2222)
- ・ケーブルテレビ 指定管理者 シーシーエヌ(株)(☎25-5553)

### 事業者向け支援

10ページ

観光商工部 商工課(☎24-2638)

### その他

10ページ

## 火災の場合

### 1. 消防署での手続き

中消防署	☎25-4888	下呂市森 363 番地 1
北消防署	☎52-3519	下呂市萩原町羽根 2488 番地 1
小坂分署	☎62-3536	下呂市小坂町大垣内 1562 番地 1
南消防署	☎34-0119	下呂市金山町金山 2660 番地 3

#### (ア)り災証明願の提出について

- ・り災関係者が保険請求等の関係により、り災証明書が必要な場合に管轄消防署(署長宛)にり災証明願を提出する必要があります。
- ・このり災証明書は火災による事実関係を証明するもので、火災保険とは直接関係ありませんが、り災証明願の提出が無ければ、り災証明書は発行されません。
- ・火災による被害が動産のみの場合でも、り災証明願の提出があれば火災調査のうえ、り災した事実関係が確認されたものについてのみ、り災証明書は発行されます。
- ・り災証明願の申請人は原則、り災当事者(り災物件等の所有者・管理者、占有者)としてください。申請人がり災当事者ではなく代理者等による場合は、必要に応じて委任状の添付をお願いします場合があります。
- ・り災証明願は、管轄の消防署と調整の上できるだけ早く提出してください。

#### (イ)り災証明書の発行について

- ・り災証明願は、下呂市のホームページからもダウンロードできますが、各消防署(分署)にあります。即日発行が出来ない場合がありますので、事前に管轄の消防署へ連絡し確認してください。
- ・り災証明願には、必要事項を記入し申請して頂きますが、不明な点は管轄の消防署にお尋ねください。
- ・り災証明書は原則、り災当事者に対して発行されます。

### 火災現場での調査についてご協力をお願いします

- ① 消防署は消防法第31条により、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手します。
- ② 火災現場には、消防、警察の火災調査が終了するまでは原則立ち入らないでください。
- ③ 貴重品の取り出し等により、どうしても立入が必要な場合には、必ず消防職員または警察官に連絡し、許可を得てから立会いの下で行うようにしてください。
- ④ 火元の関係者や消防協力者等(付近の住人等)には、火災原因調査の立会いまたは火災状況等を質問させていただいたり、署名のお願いをしたりする事がありますのでご協力をお願いします。

## 災害（風水害、地震等）の場合

### 2. 税務課、または各振興事務所での手続き

総務部 税務課	☎24-2222	下呂市森 960 番地
萩原振興事務所	☎52-2000	下呂市萩原町萩原 1166 番地 8
小坂振興事務所	☎62-3111	下呂市小坂町小坂町 815 番地 5
金山振興事務所	☎32-2201	下呂市金山町大船渡 600 番地 8
馬瀬振興事務所	☎47-2111	下呂市馬瀬名丸 406 番地

#### (ア)り災証明願の提出について

- ・り災関係者が各種被災者救援施策や保険請求等(各種支援金・建物保険等の給付、税金等の減免、災害ごみの処理の減免、上下水道料金等の減免等)の関係により、り災証明書(り災届出証明書)が必要な場合、税務課もしくは各振興事務所で交付手続きを行う必要があります。
- ・り災証明願の申請人は原則、り災当事者(り災物件等の所有者・管理者、占有者)としてください。申請人がり災当事者ではなく代理者等による場合は、必要に応じて委任状の添付をお願いします。
- ・り災証明願を提出される際は可能な限り、被害の状況がわかる写真等を添付してください。

#### (イ)り災証明書の発行について

- ・り災証明願は、税務課もしくは各振興事務所にあります。発行までの日数については、現地調査が必要なこと、また、り災状況によっても異なる場合がありますので、事前に税務課へ連絡し確認してください。
- ・り災証明願には、必要事項を記入し申請して頂きますが、不明な点は税務課までお尋ねください。
- ・り災証明書は原則、り災当事者に対して発行されます。

### 3. 下呂市被災者生活・住宅再建支援制度について

総務部 危機管理課 ☎24-2222

◆下呂市被災者生活・住宅再建支援制度とは？

下呂市被災者生活・住宅再建支援制度は自然災害により甚大な被害が発生した際に、被災者に対して、その生活・住宅再建のために支援金を交付する制度です。

◆対象となる方

- ・専ら生活の本拠として現に居住のために使用している住宅が自然災害により全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被害を受けたこと。
- ・被害を受けた住宅が下呂市に所在すること。
- ・被害を受けた住宅に居住する世帯の世帯主であること。

◆必要書類

- ・下呂市被災者生活・住宅再建支援金支給申請書
- ・り災証明書(コピー可)
- ・振込先口座のわかるもの(通帳のコピー等)

※合わせて下呂市役所危機管理課もしくはお近くの振興事務所にご提出ください。

◆支援金の支給額

単位:千円

区分	基礎支援金		加算支援金		合計金額
	住宅の被害の程度	金額	住宅の再建方法	金額	
複数世帯	全壊 解体 長期避難	1,000	建設・購入	2,000	3,000
			補修	1,000	2,000
			賃貸	500	1,500
	大規模半壊	500	建設・購入	2,000	2,500
			補修	1,000	1,500
			賃貸	500	1,000
半壊	500	-	-	500	
床上浸水	300	-	-	300	
単身世帯	全壊 解体 長期避難	750	建設・購入	1,500	2,250
			補修	750	1,500
			賃貸	375	1,125
	大規模半壊	375	建設・購入	1,500	1,875
			補修	750	1,125
			賃貸	375	750
半壊	375	-	-	375	
床上浸水	225	-	-	225	

◆注意事項

- ・床下浸水は対象となりません。
- ・空き家、別荘、車庫のみの被害などは対象となりません。
- ・被害の程度はり災証明書を参考に申請ください。

## 火災・災害の場合

### 4. り災者見舞金品・福祉関係利用料の減免

#### (ア) り災者見舞金品の支給について

福祉部 社会福祉課 ☎52-3936

り災された方に対し、日本赤十字社岐阜県支部からり災状況により見舞金品の支給がされます。

#### 【り災者見舞基準表(日本赤十字社)】

区分	り災状況	毛布	緊急セット
火災	住宅全焼・半焼	り災者1人あたり1枚	り災者1世帯(4人)あたり1セット
災害	1. 住宅が全壊・全焼・半壊・半焼もしくは床上浸水した世帯 2. 避難所等に避難を要する世帯		
見舞い金	死亡者	1人あたり金10,000円	

※床上浸水、避難所等に避難した世帯については、原則としてその状態が2日を超える長期災害に適用。

※災害救助法が適用された場合は、上表によらない場合もあります。

#### (イ) 介護保険料の減免について

福祉部 高齢福祉課 ☎53-0153

被災により、第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の納付が著しく困難と認められる場合、申請により介護保険料の減免を受けることができます。詳細についてはご相談ください。

#### (ウ) 介護保険サービス負担額の免除について

福祉部 高齢福祉課 ☎53-0153

被災により、要介護者等が介護保険サービス負担額(介護保険被保険者の自己負担額)を負担することが著しく困難と認められる場合、申請により一部の負担額の免除を受けることができます。詳細についてはご相談ください。

#### (エ) 高齢者が被災された場合

福祉部 高齢福祉課 ☎53-0153

高齢者が被災された場合に、施設への一時的な入所が可能な制度があります。詳細についてはご相談ください。

#### (オ) 保育料の減免について

福祉部 こども家庭課 ☎52-2882

災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合等において、申請により保育料の減免を受けることができます。

## 5. 税金等の減免

総務部 税務課 ☎24-2222

### (ア) 所得税の減免

災害により住宅や家財に損害を受けた場合、確定申告により所得税の減免を受けることが出来ます。減免には「所得税法に基づく雑損控除」と「災害減免法による所得税の軽減免除(※)」があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法で減免を受けることができます。(※住宅や家財の損害額が価額の1/2以上で、損害を受けた年分の所得額が1,000万円以下である場合。)

※所得税の減額・減免等を受けるには、り災証明書等が必要です。

### (イ) その他の税金等の減免

・災害等の規模、種類によって税金等の減免を受けられる場合があります。…要申請  
(固定資産税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 等)  
※税金等の減免を受けるには、り災証明書等が必要です。

・災害等により使用できなくなった車等の廃車に関するお問い合わせについて

①軽自動車…………… 軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775

②普通自動車およびバイク(125ccを超える) 飛騨自動車検査登録事務所

☎050-5540-2054

③その他(原動機付自転車等)…………… 総務部 税務課 ☎24-2222

### (ウ) 国民健康保険・後期高齢者医療保険の一部負担金の減免

市民保健部 市民サービス課 ☎24-2222

・被災により、一部負担金(保険内 自己負担額)の支払いが困難になった時、申請により一部負担金の減免を受けられる場合があります。(資産等の状況による審査有り)

### (エ) 国民年金保険料の納付について

市民保健部 市民サービス課 ☎24-2222

・被災により国民年金保険料の支払いが困難になった時、申請により保険料の特例免除を受けられる場合があります。市役所か年金事務所にお尋ねください。(住宅、家財の被害状況による)……………高山年金事務所 ☎0577-32-6111

## 6. 証書類の再交付

市民保健部 市民サービス課 ☎24-2222

下記のものを紛失した場合、市民サービス課まで届出ください。

- ・個人番号カード(通知カード)・印鑑登録証(カード)
- ・特別永住者証明書または在留カード  
(みなし特別永住者証明書またはみなし在留カードも含む。)
- ・国民健康保険証(高齢受給者証・限度額認定証等)
- ・国民年金手帳
- ・年金証書
- ・後期高齢者医療保険者証(限度額認定証等)
- ・福祉医療受給者証・児童扶養手当証書

.....  
・介護保険関係の証書類については、高齢福祉課まで届出ください。

福祉部 高齢福祉課 ☎53-0153

・障がい者福祉関係の証書類については、社会福祉課まで届出ください。

福祉部 社会福祉課 ☎52-3936

・子ども・子育て支援支給認定証を紛失した場合、こども家庭課まで届出ください。

福祉部 こども家庭課 ☎52-2882

## 7. 災害によるごみの処理手続き

環境施設課(下呂市クリーンセンター) ☎26-3397

災害や火災に遭った家屋、家財のごみ処理は、市町村の計画に沿って適正に行わなければなりません。下呂市クリーンセンターでは、市内で発生した災害ごみを受入れしますが、受入れできないものがありますので、事前にご相談ください。

①ごみ処理の時期	・(火災の場合) 完全に鎮火し、現場検証終了後から片付けてください。 公衆衛生上、生活安全上、防犯上の観点から、3か月間を目安に処理してください。 ・(災害の場合) 災害ごみが腐敗等する前に処理してください。
②処理手数料の減免	り災証明書が発行されている場合、下呂市クリーンセンター処理手数料の減免措置があります。(家電リサイクル法の対象品の指定取引所までの運搬料も減免の対象です。)

### (ア)手続きの方法

①事前確認	分別方法、処理方法等の事前確認のため、環境施設課に連絡してください。
②減免申請書の提出	・「一般廃棄物処理手数料減免申請書」を環境施設課に提出してください。 ・り災証明書の写しを添付してください。
③現場指導	・り災現場において、環境施設課職員による分別指導等を行います。 ・所有者、解体に関わる方及び関係者の立会いをお願いします。

### (イ)ごみの分別

①ごみの分別方法	ごみの分別はり災の状況等により、ごみの分別方法が異なりますので、環境水道部職員により現場にて説明させていただきます。
②家電リサイクル法対象品目の処分について	対象品目:テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 ・火災により処分する家電リサイクル法対象品を下呂市クリーンセンターへ搬入する場合は、郵便局で家電リサイクル券を購入して、家電と一緒に搬入してください。また、家電を購入した販売店でも処理することができます。その際は連絡して引取りを依頼してください(有料)。 ・り災した家電については、現場立会い時に環境施設課職員が指導します。

### (ウ)下呂市クリーンセンターで受入れができないごみ

処理困難物の種類	建材類(長さ 60 cm、太さ 10 cmを超える木くず、コンクリート、瓦等)、プロパンガスボンベ、タイヤ、消火器、塗料、農薬・毒薬・劇薬及びその容器、有害ごみ等、金庫、ガラス繊維類(グラスウール・グラスファイバ-類)。
処理方法について	・市で処理できないごみの処理費用は、各自で負担してください。 ・市の一般ごみ処理業者及び再生指定業者等に処分を依頼してください。 ・処分不可能な品目は、販売店または専門業者にご相談ください。

### (エ)下呂市クリーンセンターの受付

①搬入時間	月曜日～金曜日 8:30～12:00/13:00～16:00 ※毎月第 2 土曜日を受付します。 ※あらかじめ、搬入時間を下呂市クリーンセンターへご連絡ください。
②搬入方法について	・トラック(積載量4トンまで)等で搬入してください。 ・運搬中にごみの飛散・落下・流出がないよう措置を講じてください。また過積載とならないよう安全管理には十分注意してください。 ・運搬は市が許可した一般廃棄物収集運搬事業者に依頼していただくか、り災者またはその親族が行ってください。  ・市クリーンセンター等へ搬入の際は、窓口にて「り災証明書(写し)」を提示してください。 ※り災した建物の解体工事を解体業者に依頼される場合は、必ず事前に環境施設課までご連絡ください。各業者には処理方法について説明をします。 ※産業廃棄物の収集運搬(処分)業許可業者が、一般廃棄物の収集運搬(処分)業を行うことはできません。法律違反となり罰則があります。 (5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金または併科)

## 8. 上下水道料金等の減免

上下水道部 水道課・下水道課 ☎52-2460

### (ア)上下水道料金の軽減

上下水道料金の納付が困難な場合、軽減または免除することができます。(災害の状況によります。)

- ・上下水道料金減免申請書(様式第1号)の提出が必要です。
- ・り災証明書が必要です。

※避難先住居の上下水道料金についても対象となる場合がありますので、詳しくはご相談ください。

### (イ)下水道負担金及び分担金の猶予

下水道受益者負担金・分担金の徴収猶予について

- ・下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第6号)の提出が必要です。
- ・猶予期間 2年以内 り災証明が必要です(コピー可能)

### (ウ)上下水道の使用中止について

被災された水栓の使用に関しては、必要に応じ中止することが可能です。

水道使用異動届兼下水道異動届(様式第9号)の提出をお願いします。

※使用を再開される際には、同様の異動届により再開の手続きをお願いします。なお、再開手数料として2,000円が必要となりますので、ご了承ください。

## 9. 公共サービス

### (ア)市営住宅について

まちづくり推進部 まちづくり推進課 ☎24-2222

引き続き当該住宅での居住が困難、またはその他に居住できる住宅が無い場合は、市営住宅に入居することができます。ただし、提供可能な住宅がある場合に限り、詳細は担当課へお問合せください。

入居を希望される方は最寄りの振興事務所へ来庁の上、入居申込書に必要事項を記入し、関係書類を添付されまちづくり推進課宛、提出してください。

- ・住宅種別は、政策空き家を除く公営住宅、定額住宅になります。
- ・住宅入居申込書に「り災証明書の写し」を添付してください。
- ・入居期間は、災害発生日から概ね1年です。
- ・入居から2か月間の家賃は、当該住宅の第1分位の半額を徴収します。それ以後の月は満額を徴収します。
- ・2か月以下の入居の場合、敷金は徴収しません。
- ・3か月目以降も入居を希望される場合は、新たに一般入居者同様の手続きをお願いします。(入居申込書・請書の提出、敷金納付、連帯保証人2名の確保など)

### (イ)ケーブルテレビ(下呂ネットサービス) 担当課 まちづくり推進部 デジタル課

連絡先 ☎25-5553(指定管理者 シーシーエヌ株式会社)下呂市森 793-15

下呂ネットサービスの加入者は、まずは指定管理者までお問い合わせください。

転居やテレビ、ネットサービスを利用しない場合は手続きが必要となります。加入者が移設する場合は、V-ONU まで指定管理者が無料に対応します。

## 10. 事業者向け支援

観光商工部 商工課 ☎24-2638

### (ア)市で提供できる支援メニューのご案内

被災された方に対し、下呂市商工課の補助・支援メニューをご紹介します。活用可能なメニューがないかなどの相談を行います。詳細については商工課までお問い合わせください。

### (イ)経営相談・資金繰り・融資等について

被災による経営への影響や、資金繰り・融資のご相談については、所在する地域の商工会や金融機関でご相談に応じます。詳細については商工課までお問合せください。

### (ウ)げろビジネス相談窓口へのご相談

下呂市では、事業者の経営上のあらゆるお悩みを、岐阜県よろず支援拠点から派遣された専門家と市内で相談できる、「げろビジネス相談窓口」を開設しています。

予約は不要ですが、予約の方が優先となります。予約や詳細については商工課までお問合せください。

#### 【開設日・時間・場所】

- ・第1・3火曜日(祝日、年末年始は除く)
- ・13時00分から17時00分まで(最終受付16時)
- ・益田信用組合本店 フリービーサロン(下呂市森690-1、益田信用組合本店の南となり)

## 11. その他

- |            |  |
|------------|--|
| ① 運転免許証    | 下呂警察署 ☎52-0110   |
| ② 保険証券     | 契約している保険会社   |
| ③ 預金通帳等    | 通帳を作成した銀行等   |
| ④ クレジットカード | 契約しているクレジット会社等   |
| ⑤ 郵便物      | 最寄りの郵便局  |
| ⑥ 電話       | NTT 西日本 お客様相談センター<br>☎0120-019000<br>(IP 電話の方は、各契約プロバイダーへ) |
| ⑦ 電気       | 中部電力<br>☎0120-921-691<br>(契約者ご本人からご連絡ください。)                |

年 月	区 分	担 当 部 署
平成23年	作 成	環 境 部
平成28年2月	改 訂	防 災 情 報 課
平成30年7月	改 訂	環 境 部
令和2年4月	改 訂	危 機 管 理 課
令和2年7月	改 訂	情 報 管 理 室
令和4年12月	改 訂	危 機 管 理 課
令和6年7月	改訂	危 機 管 理 課